

TOPICS

個人投資家と中小企業にとっての日本版SOX法

不正会計や法令違反、あるいはリスク管理体制の不備から、企業のブランド失墜、巨額損失の発生、さらには経営破綻に至るケースも相次ぐ中、平成20年4月1日以降に開始される会計年度から、上場企業に「内部統制報告書」の提出が義務づけられ、いわゆる日本版SOX法が本格スタートした。

これは、不正に対処するために制定された米国のSOX法を参考としたもので、日本においては、19年9月施行の金融商品取引法に記載された内部統制報告書の提出の義務に関する部分が一般的に日本版SOX法と呼ばれている。

投資家保護の観点から、時価会計や減損会計の導入、情報開示（ディスクロージャー）の推進などの企業活動の透明性の確保、また、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化が叫ばれているなか、日本版SOX法は、具体的にそれを保証する社内体制づくりを進めるものといえる。

同法施行により、企業を取り巻く法制環境は、明瞭な会計制度、コンプライアンス（法令遵守）、リスク管理、さらにはCSR（企業の社会的責任）をも包括した、総合的な内部統制の体制作りに動き出したといえるが、これらは、ステークホルダー（利害関係者）を始めとした社会的な要請に基づく企業環境の変化であり、また、深刻なリスクへの未然の対処でもあることから、上場企業のみではなく中小企業においても、今後の取り組みが必要になるものと考えられる。

1. 日本版SOX法の概要

(1) SOX法制定の背景

米国企業会計法（サーベインズ=オクスリー法略称SOX法）は、米国において、エンロン事件やワールドコム事件などの企業会計の不正に関する問題が多発するなか制定された。

投資家保護のため、財務報告プロセスの厳格化と規制の法制化を目的としたもので、「経営者の財務報告に関する内部統制の構築・維持の責任明言」、「財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況の有効性評価の表明」の義務化などが特徴である。わが国の金融商品取引法制定の契機となり、日本版SOX法は同法の主旨が基礎になっている。

今回上場企業に義務化された内部統制報告書については、その不提出や虚偽記載があった場合、関係者に対して5年以下の懲役あるいは500万円以下の罰金、または併科。さらに、関係者の所属する法人自体にも5億円以下の罰金が課せられるなど、罰則付の厳格な運用で具体的な効果も期待されている。

(2) 「内部統制」の強化

日本版SOX法は、内部統制に関して、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の4つの目的を掲げ、それらが間違いなく達成されて

いることの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスと規定されている。

4つの目的

業務の有効性・効率性	事業活動の目標達成のため、業務の有効性・効率性を高める。
財務報告の信頼性	開示する財務諸表と財務諸表に重要な影響をおよぼす可能性が有る情報について、その信頼性を担保する。
法令遵守	事業に関わる法令や会計基準もしくは規範、各社の倫理綱領やガイドラインを遵守させる。
資産の保全	会社の資産（有形・無形、人的資源も含む）の取得やその使用、処分が正当な手続きや承認のもとで適切に行われるように資産の保全を図る。

そのために6つの基本的要素（次ページ表）が規定され、今回義務化された「内部統制報告書」は、それらの構築・運用内容を経営者自らが評価する報告書であり、公認会計士または監査法人の監査証明を受けるものとされている。

また、内部統制の枠組みの一つとして「IT統制」が掲げられているのが特徴で、ITの利用と統制がより重視されたものとなっている。

6つの基本的要素

企業会計審議会内部統制部会による実施基準では、概ね以下のように定義している。

1 統制環境	組織において、統制に対する組織内のすべての者の意識に影響を与える社内環境。リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に及ぼす基盤。
2 リスクの評価と対応	リスクの評価とは、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価するプロセス。リスクへの対応とは、リスクの評価を受けて、適切な対応を選択するプロセス。
3 統制活動	経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定められる方針及び手続き。 (誰が最終的な責任者であるかを明確にし、その者がその作業を統制できている状況)
4 情報と伝達	必要な情報が、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることの確保。(連絡・報告・相談を円滑に行なうために、それを阻害するパワハラやセクハラ等の禁止を明文化し、防止を徹底させる 等)
5 モニタリング	内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス。(内部監査や外部監査において監査側が統制活動を監査するためのサンプルの採取がスムーズに行なえるかが焦点になる)
6 ITへの対応	予め定められた適切な方針及び手続きを踏まえた、業務の実施における組織の内外のITに対する適切な対応。(ITの保守・管理部門によって行なわれる財務関連の元データ情報の更新に関して、更新履歴を正確に記録すること、情報システムの構築や情報管理規定の策定など)

2. 個人投資家にとっての影響

金融商品取引法あるいは日本版SOX法は、投資家保護を目的とするものであり、企業のディスクロージャーの進展やコーポレートガバナンスの厳格化により、投資環境は一層健全性を増した。

隠蔽されていた損失や不正が発覚し、企業の信用やブランド力が大きく失墜したことで株価が大幅下落、最悪の場合には企業が破綻したという例は枚挙にいとまがない。監査を受けている上場企業ですらそういったケースがみられることで、監査というものへの信頼が大きく崩れてきている。また、ディスクロージャーの徹底はもちろん進んでいるものの、問題はその内容の正当性にあったといえよう。

内部統制の厳格化の目指すところは、経営者や従業員の個人的な悪意を持った隠蔽を引き起こさない体制、あるいは法令を遵守する企業風土を制度的に保証しようとするものである。

また、企業は下記のような様々なリスクに直面しているが、日本版SOX法は、リスクマネジメントという面も厳格化しており、今後、投資リスクの低減も期待される。

- ①自然災害リスク（地震・火事・洪水等）
- ②カントリーリスク（政治・法律の変化等）
- ③情報リスク（情報漏えい・不正アクセス等）
- ④財務リスク（為替・金利変化・資金調達等）
- ⑤製品リスク（品質の低下等）
- ⑥経営リスク（敵対的買収・事業承継等）
- ⑦社内リスク（セクハラ・パワハラ等）
- ⑧法務リスク（訴訟・関連法令等の改廃等）

3. 中小企業にとっての日本版SOX法

「内部統制報告書」は、今のところ上場企業に義務化されているだけである。中小企業においては、ITベンダーやコンサルタントの営業活動に煽られて、いたずらに危機感を持つべきものでもない。

しかし、日本版SOX法のみならず、会社法、個人情報保護法等の法整備が進む根底には、企業活動の社会的責任を問う社会の流れがあることも事実であり、中小企業といえどもその対象となる。

不正会計や法令違反は言うに及ばず、安全性、公害、セクハラなど、一昔前までは、経済性優先の前で、仕方がないとされたもの、あるいは、黙認されたものも今や通用しなくなってきている。

またSOX法は、一方では企業改革法ともいわれられており、中小企業の経営改革においても、内部統制は下記のような重要な面やメリットを持っている。

- ①大企業との取引において、その取引先である中小企業にも厳格な内部統制が求められる。
- ②内部統制を構築・維持・運用することで経営管理や業務管理が強化され業務改善が可能となる。
 - ・業務の「見える化」を進めることで、問題点や改善点の発見が可能となる。
 - ・エラーや不正の防止や早期発見、リスク発生の抑制や早期発見が可能となる。

そのため、今後、中小企業でも徐々に厳格化が進められる可能性は高い。たとえば、国際取引のある大企業のものと思われていたISO（国際標準）認証取得も、国内での導入が進み始めて10年後には中小企業での取得も一般的になりつつあるようになった。